

令和
8年度

中小企業のための 倒産防止のご案内

東京都産業労働局
ホームページはこちら



経営相談

◆事業再生特別相談窓口

「事業再生特別相談窓口」では、原材料やエネルギー価格の高騰や人手不足を背景にした人件費の上昇等により、経営に深刻な影響を受ける都内中小企業に対し、経営安定化のため、専門家派遣等の支援を無料で実施しています。専任のアドバイザーがご相談を承った後、ご相談内容に応じて中小企業診断士等の専門家を派遣し、経営改善計画策定を軸とした経営の改善をお手伝いします。

お問い合わせ (公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎03(3251)7885

◆倒産防止(経営安定)特別相談

「経営安定特別相談室」(東京商工会議所及び東京都商工会連合会に設置)では、地域経済事情や中小企業施策等に精通している商工調定士等を中心に弁護士等各分野の専門家が、売上減少、連続赤字、資金繰りの悪化など経営の変化により倒産の危機に直面した中小企業者の倒産回避のための支援のほか廃業・破産の相談にも応じています。

お問い合わせ 東京商工会議所 経営安定特別相談室 ☎03(3283)7742
東京都商工会連合会 経営安定特別相談室 ☎042(540)0131

経営セーフティ共済

(「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。)

経営セーフティ共済は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業者が倒産する等の事態(連鎖倒産)の発生を防止するため、加入者があらかじめ積み立てた掛金の額に応じて無担保・無保証人で貸付けを受けられる制度です。

この制度は、中小企業倒産防止共済法に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

ア 掛金

- 5千円から20万円(5千円単位)までの範囲で自由に選択した額を毎月掛金として納付します。
- 掛金の積立限度額は800万円です。
- 掛金は、個人事業の場合は事業所得の必要経費、会社等の法人の場合は損金として算入することができます。

※ただし、令和6年10月1日以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結(再加入)する場合、その解約の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金については、事業所得の必要経費または損金の額に算入できません。

イ 共済金の貸付額

- 掛金総額の10倍に相当する額又は回収が困難となった売掛金債権等^{*}の額とのいずれか少ない額となります。(ただし上限は、8,000万円です。)

※売掛金債権等とは、売掛金債権および前渡金返還請求権をいいます。

ウ 共済金の貸付条件

次の①～④の要件を満たすとき。

- ① 加入後6か月以上を経過し、かつ6か月分以上の掛金を納付している。
- ② 共済契約者の取引先事業者が倒産した。
- ③ 取引先事業者の倒産により売掛金債権等の回収が困難となった。
- ④ 取引先事業者倒産日から6か月以内に共済金の貸付請求をしている。

エ 一時貸付金制度

取引先事業者に倒産の事態が生じない場合でも、解約手当金の範囲内で臨時に必要な事業資金の貸付けを受けられる制度です。

貸付条件

限度額 解約手当金(機構解約)の95%の範囲内 貸付期間 1年

利率 0.9% (令和8年7月31日現在)

担保・保証人 不要

お問い合わせ 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 ☎050(5541)7171

経営セーフティ共済についてはこちら <https://tkyosai.smrj.go.jp> ➡



融資制度

◆セーフティネット貸付(取引企業倒産対応資金)

取引企業など関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業・小規模事業者に対し、融資する制度です。

日本政策金融公庫		
	国民生活事業	中小企業事業
資金名	セーフティネット貸付(取引企業倒産対応資金)	
融資限度額	別枠3,000万円	1億5千万円 (直接貸付+代理貸付)
融資期間	10年以内	
うち据置期間	3年以内	
利率	融資期間、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。	
資金使途	運転資金	

◆セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)

社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に業況悪化を来している中小企業・小規模事業者に対し、融資する制度です。

日本政策金融公庫		
	国民生活事業	中小企業事業
資金名	セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)	
融資限度額	7,200万円	7億2千万円(直接貸付)
融資期間	設備資金20年以内、運転資金10年以内	
うち据置期間	3年以内	
利率	融資期間、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。	
資金使途	設備資金、運転資金	

お問い合わせ 日本政策金融公庫 国民生活事業、中小企業事業 ☎0120-154-505(行こうよ!公庫)

東京都制度融資

※令和8年7月現在の内容です。
ご利用の際は最新の要件をご確認ください。

◆小口 フリーランス【小口零細企業保証制度】（略称：小口）

小規模企業者向けの小口融資です。（国の全国統一保証制度）

※小規模企業者の範囲…従業員が製造業等は20人以下、卸売業・小売業・サービス業は5人以下

ご利用いただける方 (①～③のすべてを満たす方になります。)	① 中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者であること。 ② 「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 ③ この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。
融資限度額	2,000万円(原則無担保)
融資期間	運転資金7年以内(据置期間1年以内を含む) / 設備資金10年以内(据置期間1年以内を含む)
融資利率	(固定金利) 2.55%以内～ 3.15%以内(貸付期間による) (変動金利) 短プラ+0.7%以内
信用保証料補助	小規模企業者に対して、信用保証料の2分の1

◆経営セーフ（略称：経営セーフ）

セーフティネット保証が適用される中小企業者向けの融資です。

ご利用いただける方 (①～③のすべてを満たす方になります。)	① 中小企業者又は組合であること。 ② 「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 ③ セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。
融資限度額	2億8千万円(原則無担保8千万円以内)
融資期間	運転資金・設備資金10年以内(据置期間2年以内を含む)
融資利率	(固定金利) 2.15%以内～ 2.85%以内(貸付期間による)
信用保証料補助	小規模企業者に対して、信用保証料の2分の1
その他	区市町村長の認定が必要

◆経営改善フェニックス金融支援パッケージ（略称：フェニックス）

事業再生に取り組む中小企業者向けの融資です。（国の全国統一保証制度）

ご利用いただける方 (①～③のすべてを満たす方になります。)	① 中小企業者又は組合であること。 ② 「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 ③ 事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)に定める要件(経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画に取り組む等)に該当すること。
融資限度額	2億8千万円(原則無担保8千万円以内)
融資期間	運転資金・設備資金15年以内(据置期間3年以内を含む)
融資利率	(固定金利) 2.15%以内～ 3.05%以内(貸付期間による)
信用保証料補助	全事業者に対して、国補助後の事業者負担の3分の2相当分 ただし、コロナ関連融資の残高がある場合は、全事業者に対して、国補助後の事業者負担の4分の3相当分

◆経営力強化保証対応型（略称：都経営力強化）

経営力強化に取り組む中小企業者向けの融資です。（国の全国統一保証制度）

ご利用いただける方 (①～③のすべてを満たす方になります。)	① 中小企業者又は組合であること。 ② 「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 ③ 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。
融資限度額	2億8千万円(原則無担保8千万円以内)
融資期間	運転資金5年以内(据置期間1年以内を含む。) / 設備資金7年以内(据置期間1年以内を含む。) ※既往の保証協会の保証付融資を借り換える場合は10年以内
融資利率	(固定金利) 2.35%以内～ 2.85%以内(貸付期間による)
信用保証料補助	小規模企業者に対して、信用保証料の2分の1 ただし、コロナ関連融資の残高がある場合は、全事業者に対して、信用保証料の3分の2

お問い合わせ

東京都産業労働局金融部金融課 ☎03(5320)4877

東京信用保証協会 各支店 保証・経営サポート課

・八重洲 支店(千代田・中央・港・島しょ) …☎03(6264)1830
・池袋 支店(豊島・板橋・練馬) …☎03(3987)5445
・五反田 支店(品川・目黒) …☎03(5447)8250
・錦糸町 支店(墨田・江東・江戸川) …☎03(5608)2011
・新宿支 店(新宿・中野・杉並) …☎03(3344)2251
・千住 支店(荒川・足立・葛飾) …☎03(3888)7231

・上野 支店(文京・台東・北) …☎03(3847)3171
・渋谷 支店(世田谷・渋谷) …☎03(5468)0135
・大田 支店(大田) …☎03(5710)3610
・立川 支店(八王子支店担当地域以外の多摩地区) …☎042(525)6621
・八王子 支店(八王子・町田・日野・多摩・稲城) …☎042(646)2511

窓 口 案 内

融資制度

事業再生特別相談窓口

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課	〒101-0025 千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎5階	☎03(3251)7885
--------------------------	---	---------------

倒産防止(経営安定)特別相談

東京商工会議所 経営安定特別相談室	〒100-0005 千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル	☎03(3283)7742
東京都商工会連合会 経営安定特別相談室	〒190-0013 立川市富士見町1-18-15 アテナビル202	☎042(540)0131

経営セーフティ共済

都制経営セーフティ共済(「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。)

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室	お問い合わせは右記の電話にてお受けしております。	☎050(5541)7171
-------------------------------	--------------------------	----------------

融資制度

東京都制度融資

東京都 産業労働局 金融部 金融課	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階北側	☎03(5320)4877
東京信用保証協会	信用保証ご利用に関するご相談や制度融資についてのご案内、ご相談は各支店保証・経営サポート課の窓口にてお受けしております。	

セーフティネット貸付

日本政策金融公庫 国民生活事業 中小企業事業	種融資制度に関するお問い合わせは、右記の事業資金相談ダイヤルまたは最寄りの支店にご連絡ください。	(行こうよ! 公庫) ☎0120-154-505
---------------------------	--	-----------------------------

2026年9月発行 編集・発行 東京都産業労働局商工部経営支援課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 ☎03(5320)4783 令和8年度 登録(83)号

※このリーフレットは令和8年7月現在の制度に基づいて作成しています。

局ホームページはこちら

